

令和 7 年度事業計画 （八日市地域包括支援センター）

1 令和 7 年度重点目標及び具体的な取組

重点目標	①八日市地域の高齢者の身近な相談窓口として、住民や関係機関との相談・連携対応を図り、個別ニーズの把握対応に努める。 ②地域のサロンや住民による福祉活動等への参加を通して、地域ニーズの把握に努める。
具体的な取組	①センターに寄せられた相談を事業所内で情報共有し、適切な関係機関と連携を図り、相談対応を行う。 ②地域の福祉活動等へ参加し、住民と顔の見える関係づくりと信頼関係を構築する。

2 令和 7 年度事業計画

業務名	事業内容
①総合相談支援業務	・地域に暮らす高齢者やその家族にとって、困りごとを気軽に相談できる窓口となるよう、丁寧な相談対応をおこなう。 ・複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対し、三職種の専門性を活かした相談支援対応をおこなう。また、必要に応じて、適切な保健・医療・福祉サービスへつなげられるようにする。 ・80歳を対象とした高齢者実態把握調査を実施することで、高齢者の心身の状況を把握し、必要に応じて介護予防や介護保険サービスなどの案内を行い、身近な相談先となる地域包括支援センターの周知を行う。 ・高齢者の身近な相談窓口として、地域包括支援センターの更なる周知を行う。 ・今後独居高齢者や親族からの支援を望むことができない高齢者が増加することに対して、センターからアウトリーチ行い、合わせて制度や社会資源の周知を行う。
②権利擁護業務	・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、東近江市地域包括支援センターや東近江市権利擁護サポートセンター、地域福祉権利擁護事業などの関係機関と連携し、必要な権利擁護支援につなぐ。 ・地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用を必要とする方への利用支援を進める。消費者被害の早期発見と防止に努める。 ・通報を受けた案件は、東近江市地域包括支援センターとコア会議を行い、虐待有無の判断や今後の支援方針を決定する。 ・高齢者虐待と判断したケースや継続して事実確認を行っている事案について、4センターで開催している高齢者虐待事案ケース経過会議で経過の確認や今後の対応を継続して協議していく。また、複合的な課題のある事案については、高齢者虐待実務責任者会議に諮り助言を得る。
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・ケアマネジャーをはじめ、地域の支援関係機関との連携や協働に努め、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう包括的・継続的なケアマネジメント支援を行う。 ・圏域事業所のケアマネジャーや支援関係機関との連携を図る。 ・ケアマネジャーが課題解決の困難なケースに対して、センターが助言や支援を行っていく。
④介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務	・高齢者の要介護状態への移行を予防し、地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、公的支援だけでなく、地域の見守りや支えあい活動などのインフォーマルな支援も取り入れた介護予防ケアプランの作成をおこなう。 ・要支援者からのケアマネジメント依頼に対して、センター職員の他、事業所への委託を行いながら、早急に利用につなげていく。 ・事業対象者及び要支援者のケアプランチェックを行い、自立支援の視点に立った助言等を行う。
⑤地域ケア会議推進事業	・東近江市地域包括支援センターが実施する地域ケア個別会議へ参加し、会議の運営方法を学び、センターで開催できるように取り組む。 ・地域ケア個別会議などから見えてくる地域の共通課題を把握し、課題解決に向けた有効な支援策や資源を模索する。

業務名	事業内容
⑥医療介護連携推進事業	・医療との連携ワーキング会議への参加を通して、在宅医療と介護サービスが一体的に提供される体制づくりに努める。
⑦認知症総合支援事業	・地域、職域、学校などでの福祉共育や認知症学習の機会を通して、認知症についての普及啓発を行い、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進める。 ・認知症の症状があるが、医療機関や介護サービスにつながらない個別事案について、認知症初期集中支援チーム員会議を活用した支援を行う。 ・センター職員が認知症地域支援推進員研修を受講し、職員自身が認知症に関する知識や関わり方の技術を身につける。また、東近江市地域包括支援センターが実施する認知症担当者会議へ参加し、市全体の課題や今後の取組を協議するとともに、担当圏域での取組を検討していく。
⑧その他	・地域住民の身近な相談役である民生委員、地域住民の集いの場の拠点となるコミュニティセンターとも連携を深め、地域に暮らす高齢者の生活実態やニーズ把握に努める。